

神奈川県立藤沢工科高等学校の施設開放について

1 施設開放について

藤沢工科高等学校では、学校運営に支障のない範囲で、学校施設を地域住民の身近な活動の場として開放しています。

2 開放施設及び開放予定日時について

施設名	開放日	開放時間
体育館	月～木曜日	19：30～21：30
テニスコート	日曜日	13：00～17：00

- * 長期休業期間中（夏休み、冬休み、春休み）及び祝祭日は開放しません。
- * テニスコートは降霜の関係から1月～3月は開放しません。

3 電気代実費相当額の徴収

体育館の利用については電気代実費相当額を徴収します。（2時間¥440）

4 申し込みについて

各奇数月10日（10日が休日にあたる場合は休日明け必着）までに翌月、翌々月の「施設利用申込書」を提出してください。

申込書の受付日	施設利用月
3月10日まで	4・5月分
5月10日まで	6・7月分
7月10日まで	9月分
9月10日まで	10・11月分
11月10日まで	12・1月分
1月10日まで	2・3月分

5 調整結果

調整結果については、各月末日（末日が休日にあたる場合は、休日明け）までに「利用承認書」によりお知らせいたします。

6 利用の不承認

以下のいずれかに該当するときは、利用を承認することは出来ません。

- ・政治活動のための利用
- ・宗教活動のための利用
- ・営利を目的とした利用
- ・公の秩序または善良な風俗を乱すおそれのある利用
- ・その他開放校の校長が不相当と認めた利用

7 各種様式

- (1) 施設利用申込書
- (2) 利用者名簿

初めて利用申し込みをするときや、年度当初の利用申し込みや記載内容に変更が生じたときは必ず提出してください。住所及び電話番号は、代表者及び利用責任者として指定される可能性のある方についてのみ記載してください。

8 使用に当たっての注意

- (1) 利用日に使用を中止する場合は前日までに本校へ連絡すること。
- (2) 利用者は、事故のないよう責任を持って安全な活動に努めること。
- (3) 施設・設備・物品などを破損・滅失した場合、速やかに修理（費用弁償）し、学校の業務に支障のないようにすること。
- (6) 許可された用具（種目）以外は使用しないこと。
- (7) 自動車・自転車等については所定の場所以外に駐車または乗り入れないこと。
- (8) 次の関係行事は利用承認後であっても優先する。
①学校行事 ②県主催の体育行事 ③市主催の体育行事
- (9) 緊急時110番や119番に連絡した場合、その他必要と考えられる場合は必ず学校職員もしくは学校警備員に連絡を入れてください。
夜間で学校職員等がない場合は、警備会社（特別警備保障）
0463-22-0380にご連絡ください。

*新規登録を希望される場合又は、ご不明な点は施設開放担当までお問い合わせください。

電話 0466-43-3402